

## 平成 2 8 年第 6 回 農業委員会 総会 会議録

召集年月日 召集場所	平成 28 年 6 月 28 日 滝上町役場委員会室					
開閉会の日時及び 宣言	開会 平成 28 年 6 月 28 日 午前 9 時 30 分 議長 舟根 功 閉会 平成 28 年 6 月 28 日 午前 11 時 30 分 議長 舟根 功					
出欠の状況	議席 番号	氏 名	出・欠 の別	議席 番号	氏 名	出・欠 の別
	1	村田 牧子	出席	8	林 花美	出席
	2	張間 真之	出席	9	平石 茂	出席
	3	井上 秀幸	出席	10	日野 茂	出席
	4	池田 政隆	出席	11	片岡 照光	出席
	5	千葉 弘輝	出席	12	大西 義造	出席
	6	渡邊 誠一	出席	13	舟根 功	出席
	7	瀬川 博	出席			
会議録署名委員	大西委員			村田委員		
事務局職員 の出席状況	事務 局長	木村 克也	係長	河本 佳尚	書記	原 英伸
議事日程	報告第 1 号 会長の動向について 報告第 2 号 あっせん報告について 報告第 3 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた点検・評価 について 議案第 1 号 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について (議事参与制限) 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (議事参与制限) 議案第 3 号 農地法第 5 条申請について (議事参与制限)					
会議の経過	別紙のとおり					

議長 在任委員13名、出席委員12名、出席委員が在任委員の過半数に達しておりますので、会議規則第8条の規定により会議は成立いたしました。

これより、第6回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1. 会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第10条の規定により12番大西委員、1番村田委員の両名を指名いたします。

日程第2. 報告第1号. 会長の動向ですが、5月25日～28日にかけて全国農業委員会会長大会及び道選出国會議員要請集会等に参加しました。

内容についてですが、25日に農林水産省と意見交換会を行い、事前に提出していた質問事項に対し回答をいただき意見交換をしております。

同日、オホーツク農業委員会連合会独自要請行動として「平成29年度国の農業政策と予算に関する要望書を武部代議士に手渡ししております。

26日には、北海道選出国會議員要請集会に参加し、要請・要望を説明し前向きな回答をいただいております。

同日、全国農業委員会会長大会に参加し、提出された議案を審議し全て原案どおり可決しております。

27日は研修として、石川県の金沢市農業センターを視察し、加賀野菜のブランド化への取組についての経緯や成果、また今後の課題について研修をいたしました。

6月21日～22日に札幌市で開催された北海道農業会議第81回総会に係長同行のもと出席しました。

内容についてですが、平成27年度の事業報告及び収支決算の承認、28年度の事業予算の執行に関する決議、役員の選任及び協議事項 農業委員会活動促進運動について決定をしております。

詳細につきましては、事務局に資料を置いておりますので、お目通しいただければと思います。

日程第3. 報告第2号. あっせん報告について上程いたします。

第5回総会であっせんすることに決定しておりました件につい

て渡邊委員より報告願います。

渡邊委員 平成28年第5回農業委員会総会であっせんすることに決定していた〇〇さんから申し出があった農地の売買に係るあっせんについて報告いたします。

相手方を××さんとして6月3日及び6月10日にあっせん委員会を行いました。

結果、農地面積91,900㎡、売買価格800万円で調整がつかましたので報告いたします。

議長 ただいま、報告のあった件について質疑ございませんか。

(なしの声)

あっせん報告を了承することで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。あっせん報告を了承することといたします。

日程第4. 報告第3号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について上程いたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本報告は、第5回の総会で平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について審議・決定した件についてであります。

総会后、町のホームページで公表し、地域農業者等からの意見を募集しておりましたが、特に意見はありませんでしたので、この点検・評価案を決定版として町のホームページで公表いたします。

議長 この件に関し質疑ございませんか。

(なしの声)

報告第3号を了承してよろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認め報告を了承することといたします。

日程第5．議案第1号．平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について議題といたします。

朗読願います。（係長朗読）

説明願います。（局長説明）

局長 本件は、平成28年3月4日付けで国から発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表等について」に基づき行うものであります。平成28年度分から新しい様式となっております。

活動計画案について本総会で審議・決定し町のホームページに掲載するものであります。なお、原案について地域農業者からの意見を募集する仕組みは今年度からなくなりましたのでご承知願います。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

質疑を打ち切ります。

本件について活動計画案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

全員異議なしと認めます。

本活動計画案により報告することといたします。

日程第6．議案第2号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。なお、これは日野委員に関する案件であり、議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。（係長朗読）

説明願います。（局長説明）

局長 本件は、先ほど、あっせん成立報告があった件につき、農用地利用集積計画により権利関係を成立させるものであります。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

質疑を打ち切ります。

この計画案が適当であるか否かについて意見を求めます。

計画案が適当であるとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。

本件は、計画案が適当であると認めることに決定しました。

日程第7. 議案第3号. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。6月17日付で譲渡者が〇〇さん、譲受者が××さんで贈与の許可申請がありました。場所については、25～27ページの図面のとおり畑の端の部分で狭小な面積の4筆になります。

平成3年に〇〇さんが、年金受給のため農地を全地贈与しましたが、その後息子さんが農作業しているなかで、当時非農地だった〇〇さん名義の土地が自然に開墾され農地となったので、〇〇さんが受給している経営移譲年金が支給停止とならないよう、速やかに農地法第3条により贈与することとしました。

なお審議の際には別紙資料の「3条の許可基準表」をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

ここで休憩をとります。

(休憩)

休憩を解き会議に戻します。

本件は、親子間の権利移転なので現地調査は省略します。

では、本件につき意見を求めます。

井上委員 許可相当と認めてよろしいと思います。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。

日程第8．議案第4号．農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

なお、この件は井上委員に関する案件ですので、退席願います。  
朗読願います。(係長朗読)  
説明願います。(係長説明)

局長 本件は、農地法第3条の許可申請であります。6月17日付で貸主が〇〇さん、借主が××さんで賃貸借の許可申請がありました。場所については、40ページの図面のとおり××さん宅周辺の農地です。

なお、審議の際には別紙資料の「3条の許可基準表」をご参照ください。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議を保留といたします。

日程第9．議案第5号．農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。なお、これは林委員に関する案件ですので議事に参与できませんので退席願います。

朗読願います。(係長朗読)

説明願います。(局長説明)

局長 本件は、農地法第5条の農地転用許可申請であります。

6月20日付で〇〇さん所有の農地を息子さんに使用貸借し、後継者の住宅を建設するため農地を転用したい旨の申請がありました。

44ページをご覧ください

P44は位置図で転用する部分を表示しています。P45は配置図となっており、500㎡内に住宅、車庫、来客用駐車場、通路、雪捨て場で所要面積が必要だということです。P46現況図ですが当該申請地の隣接地の現況地目を表示した図面になっておりますのでご確認願います。P47は住宅の立面図 P48と49は住宅平面図であります。

申請書の説明は以上ですが、次に審査については、審査表をあ

らかじめ作成しておりますので説明資料の綴りの方をご覧ください。

まず、立地基準ですが、本転用予定地は第1種農地に該当しております。

良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の1団の農地の区域内にある農地であります。

上記により判断した理由ですが、位置図、周辺の現況地目図、航空写真及び滝上町農業振興地域整備計画図により確認し第1種農地と判断しております。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由ですが、結婚のため転居の必要性が生じた。

当該申請地は、既存施設に近く畑の角地に位置し生活環境面においても適している。また、公衆用道路、排水溝に面しており、集団農地を分断することなく農業上の土地利用に支障をきたす恐れのない土地のためと判断しております。

つづきまして一般基準であります。確認した項目については、資力、信用があるという項目については、融資証明書を提出していただき確認しています。

2,750万円融資を受けるということを事務局で確認しております。

行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込があるという項目ですが、何が該当しているかという点、農業振興地域からの除外の手続きであり、これについては現在先行して進めております。

これと連動して転用の手続きを進めていくこととなります。

それから、その下については、農振除外の手続きの本協議中ということになっております。

申請面積が、事業の目的からみて適正であると認められるという項目ですが、500㎡については、それぞれ住宅、車庫とその他必要な面積として積算していますので、500㎡というのは過大な申請ではないと判断しております。

(2) 被害防除措置の妥当性については、全部○をつけておりますが、特に説明はございません。

(3) の一時転用には該当しておりません。

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続きであります。農振法の市町村計画の変更手続きをしなければならないという項目に該当しております。

これについては、最終決定が現在7月上旬ということで予定しております。

特に問題はありませので決定されるという見込であります。

3につきましては、必須の添付書類について○印を付しております。

(2)については、その他の添付書類ということで○印を付しております。

4例外許可事由の該当状況ですが、本来第1種農地と判断された場合は、原則転用は許可しないというのがありますが、ただし例外許可というのに該当すればいいですよという仕組みになっております。

では、今回の申請は何に該当するかというと、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われるものとなりまして、この計画というのが、先ほどから言っております農業振興地域整備計画であります。

具体的に言いますと、当該500㎡を農用地区域から除外するという手続きを今行っております、それが決定すれば、農家住宅を建てるのが可能になるという内容のものであります。

5総合判断ですが、農業振興地域の農用地区域から除外の手続きを行っている。

また、後継者の結婚に伴う農家住宅等を建設するものであり、集団農地を分断することもなく、周囲の農業上の土地利用に影響を及ぼす恐れがない。

よって許可相当と認めるということで、事務局段階で整理しておりますので審議をよろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑を打ち切ります。

本件は、現地調査が必要ですので審議保留といたします。

現地確認のため休憩とします。

(休憩)

議長 休憩を解きまして会議に戻します。

井上委員は退席願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めます。



日野委員 議案第4号農地法第3条第1項の許可申請ですが、全員で現地調査をした結果、申請どおり許可してよろしいかと思ひます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可することに決定しました。続きまして、林委員は退席願ひます。

同じく保留としておりました議案第5号農地法第5条の許可申請について、意見を求めます。

渡邊委員 先ほど現地を確認した結果、農地法第5条の申請について許可してよろしいかと思ひます。

議長 ただ今、許可してよろしいとの意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認めます。本件は許可相当であるとして北海道農業会議に諮問することに決定しました。

なお、農業会議から許可相当の答申があった場合、会長専決により許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

全員異議なしと認め会長専決により処理することといたします。

以上で全議案が終了いたしました。これで第6回農業委員会総会を終了いたします。